

船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、船舶職員法の題名を船舶職員及び小型船舶操縦者法に改める。
- 二、同法の目的に、小型船舶操縦者の資格及び遵守事項等を定めることを追加する。
- 三、小型船舶の船長を「小型船舶操縦者」と定め、船舶職員から分離する。
- 四、船舶職員になろうとする者が受けなければならない免許を海技士の免許とする。
- 五、小型船舶操縦者になろうとする者が受けなければならない免許を小型船舶操縦士の免許とする。
- 六、旅客の輸送の用に供する小型船舶の小型船舶操縦者になろうとする者の操縦免許は、操縦試験に合格し、かつ、小型旅客安全講習課程を修了した者について行う。
- 七、小型船舶操縦士の資格区分を、一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士に再編成する。
- 八、海技士の免許又は小型船舶操縦士の免許を与えたときは、それぞれ免許原簿に登録し、かつ、海技免状

又は小型船舶操縦免許証を交付しなければならない。

九、小型船舶操縦士国家試験の内容は、小型船舶の航行の安全に配慮したできるだけ限り簡素なものとする。

十、小型船舶操縦者は、酒酔い操縦の禁止等小型船舶の航行の安全を図るために必要な事項を遵守しなければならないこととするとともに、これの違反者に対する再教育講習の制度を設ける。

十一、この法律の規定の運用に当たっては、小型船舶の航行の安全の確保が小型船舶を利用した余暇活動その他の国民の諸活動との調和の下に図られるよう努めなければならない。

十二、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。